

保安規定整合性比較について（目次一事業許可）

保安規定目次	事業許可記載有無 (○：有　－：無)	事業許可との整合性
第1章 <総則>		
第1条 目的	－	事業許可に記載はなく、事業許可と保安規定に齟齬はない。
第2条 適用範囲	○ (本文七号)	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文第七号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
第3条 規定の遵守	○ (本文七号)	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文七号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6))において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上		
第2章 <品質保証>		
第5条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文七号)	本文七号との比較の結果、保安規定記載事項と事業許可と整合している。
第3章 <保安管理体制>		
第6条 保安に関する組織	○ (本文七号、添付書類三)	本文七号(6.1 資源の確保)及び添付書類三(ハ. (1) 設計及び工事のための組織)に記載があり、保安規定記載の保安に関する組織は事業許可に整合している。
第7条 保安に関する職務	○ (本文七号、添付書類三)	本文七号(6.1 資源の確保)及び添付書類三(ハ. (1) 設計及び工事のための組織)に記載があり、保安規定記載の保安に関する組織は事業許可に整合している。 また、本文七号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第8条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	○ (添付書類三)	添付書類三(ハ. (8) 操作及び保守に係る品質保証活動)に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する事項を審議する使用済燃料貯蔵施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第4章 <貯蔵管理>		
第5章 <放射性廃棄物管理>		
第6章 <放射性管理>		
第7章 <施設管理>		
第9条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○ (本文七号)	本文七号(7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10条 施設管理方針及び施設管理目標	○ (本文七号)	本文七号(7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第11条 施設管理に係る個別業務計画の策定	○ (本文七号)	本文七号(7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定目次	事業許可記載有無 (○：有　ー：無)	事業許可との整合性
第 12 条 施設管理対象範囲の選定	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 13 条 施設管理の重要度の設定	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 14 条 施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 15 条 施設管理に関する計画の策定	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 16 条 施設管理の実施	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 17 条 施設管理の結果の確認・評価	○ (本文七号)	本文七号（8. 評価及び改善）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 18 条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○ (本文七号)	本文七号（8.3 不適合の管理）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 19 条 施設管理活動の有効性評価	○ (本文七号)	本文七号（8. 評価及び改善）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 20 条 構成管理	○ (本文七号)	本文七号（7.3 設計開発）に基本的な方針の記載、（7.3.7 設計開発の変更の管理）に変更管理に関する記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 21 条 情報共有	○ (本文七号)	本文七号（7.3.2 設計開発に用いる情報）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 22 条 設計管理	○ (本文七号)	本文七号（7.3 設計開発）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 23 条 作業管理	○ (本文七号)	本文七号（7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している
第 24 条 使用前事業者検査の実施	○ (本文七号)	本文七号（8.2.4 機器等の検査等）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 8 章 <緊急時の措置>		

保安規定目次	事業許可記載有無 (○：有　－：無)	事業許可との整合性
第9章 <保安教育>		
第 25 条 センター員への保安教育	○ (本文七号, 添付書類三)	本文七号 (6.2 要員の力量の確保及び教育訓練) 及び添付書類三 ((9)教育・訓練) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第10章 <記録及び報告>		
第 26 条 記録	○ (本文七号)	本文七号 (4.2.4 記録の管理) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項>		事業許可に記載はなく, 事業許可と保安規定記載に齟齬はない。

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
第1章 総則 (目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の20第1項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	(事業許可記載なし)	・保安規定審査基準の記載 「貯蔵規則第37条第1項第20号 その他必要な事項 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。」と保安規定の記載は整合している。
(適用範囲) 第2条 使用済燃料貯蔵施設の保安に係る運用に関して適用する。	【本文】 七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、リサイクル燃料備蓄センターの保安活動に適用する。	・保安規定に係る適用範囲であり、本文七号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
(規定の遵守) 第3条 リサイクル燃料備蓄センター（以下「センター」という。）のセンター員は、センターにおいて使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 リサイクル燃料備蓄センター長（以下「センター長」という。）は、第1項以外の者に使用済燃料貯蔵施設において使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。	【本文】 七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (中略) (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 【添付書類三】 ハ、その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項 (5) 操作及び保守のための組織 使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては、保守部門等を適宜	・本文七号 5.1 経営者の原子力安全のためのリーダーシップ(6)において、社長の法令等を確實に遵守するための取組について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類三に組織が適格に業務、操作、保守を遂行できるために保安規定を定める旨の記載があり、保安規定記載はこの考え方には整合している。

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第4条　社長は、第2条に係る保安に係る運用を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2　企画総務部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第6条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	<p>設け、その業務を適確に実施し、かつ、調達内容を適確に管理することにより、その業務を適確に遂行することができるようとする。また、操作及び保守を適確に遂行するために、「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め、この中で操作及び保守のための組織を明確に定める。</p> <p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 　社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>（中略）</p> <p>（6）関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p>	<p>・本文七号 5.1 経営者の原子力安全のためのリーダーシップ(6)において、社長の法令等を確実に遵守するための取組について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条　使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図6のとおりとする。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 　社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p>	<p>・本文七号 5.5 責任、権限及びコミュニケーションにおいて、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようすること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p>	<p>・添付書類三に組織構成に係る記載があり、保安規定</p>

図6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>(1) 設計及び工事のための組織 社長の下、金属キャスクを含む使用済燃料貯蔵建屋等の設計については企画総務部、防災安全部、技術安全部、貯蔵保全部、キャスク設計製造部が実施し、品質保証部は各部の品質保証を統括し、品質監査部は内部監査を実施する。さらに、品質保証に関する基本方針を全社的観点から審議する品質保証委員会を設置する。2020年2月1日現在における使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事に係る組織を第1図に示す。</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の工事に当たっては、基本・詳細設計の実施管理、着工後工事の進捗に伴う工事管理及び技術統括に係る責任・権限を明確化し、使用済燃料の貯蔵の事業に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等関係法令に基づく諸手続き、設計の実施・管理、工事の施工管理、品質保証等の業務を適確に遂行できる組織が適切に構築されている。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 操作及び保守のための組織 使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては、保守部門等を適宜設け、その業務を適確に実施し、かつ、調達内容を適確に管理することにより、その業務を適確に遂行することができるようとする。また、操作及び保守を適確に遂行するために、「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め、この中で操作及び保守のための組織を明確に定める。</p>	記載はこの考え方と整合している。
<p>(保安に関する職務) 第7条 保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質監査部長は、管理責任者(内部監査に限る。)として、品質保証活動に関わる内部監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループに限る。)。</p>	<p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文七号 5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>(3) 品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループを除く)。</p> <p>(5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連絡設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</p> <p>(7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質保証活動（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</p> <p>(11) 環境・放射線管理グループは、放射線管理設備の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保全グループは、機械設備、電気設備、計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木・建築グループは、建物・構築物および消防設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) キャスク設計製造グループは、金属キャスクの調達に関する業務を行う。</p>	<p>性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独</p>	

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(5) 操作及び保守のための組織</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては、保守部門等を適宜設け、その業務を適確に実施し、かつ、調達内容を適確に管理することにより、その業務を適確に遂行することができるようとする。また、操作及び保守を適確に遂行するために、「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め、この中で操作及び保守のための組織を明確に定める。</p>	<p>・添付書類三 (5) 操作及び保守のための組織に役割分担は保安規定において明確に定める旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(使用済燃料貯蔵施設保安委員会)</p> <p>第8条</p> <ol style="list-style-type: none"> センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 保安委員会は、使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議又は報告を受け確認する。 <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵事業（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 保安規定の変更 保安教育に関する事項 その他保安委員会で定めた審議事項 保安委員会は、センター長を委員長とする。 保安委員会は、委員長、品質保証部長、貯蔵保全部長、技術安全部長、防災安全部長、企画総務部長、地域交流部長に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。 	<p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(8) 操作及び保守に係る品質保証活動</p> <p>「(4) 設計及び工事に係る品質保証活動」に示した方針に基づく体制を継続する。</p> <p>また、操作及び保守に係る品質保証活動を適確に遂行するため、「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め、この中で品質保証体制等を明確にするとともに、使用済燃料貯蔵施設保安委員会を設置する。</p>	<p>・添付書類三 (8) 操作及び保守に係る品質保証活動に使用済燃料貯蔵施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
第4章 貯蔵管理		
第5章 放射性廃棄物管理		
第6章 放射線管理		
第7章 施設管理 (施設管理に係る計画, 実施, 評価及び改善) 第9条 表7-1に示す使用済燃料貯蔵施設について, 使用済燃料貯蔵の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し, 使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため, 以下の施設管理に係る計画を定め, 実施, 評価及び改善する。 表7-1 施設の管理に関する業務の施設所管GM	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (中略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 <p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(5) 操作及び保守のための組織 使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては, 保守部門等を適宜設け, その業務を適確に実施し, かつ, 調達内容を適確に管理することにより, その業務を適確に遂行することができるようとする。また, 操作及び保守を適確に遂行するために, 「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め, この中で操作及び保守のための組織を明確に定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文7号 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項に, 保安活動にかかる計画, 実施, 評価及び改善に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類三(5)操作及び保守のための組織に使用済燃料貯蔵施設の施設管理(保守管理)に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
(施設管理方針及び施設管理目標) 第10条 社長は, 使用済燃料貯蔵施設の安全確保を最優先として, 施設管理の継続的な改善を図るために, 施設管理の現状等を踏まえ, 施設管理方針を定める。また, 社長は, 施設管理の有効性評価の結果を踏まえ, 施設管理方針の見直しを行う。	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.4 計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文7.5.4.1 品質目標に, 施設管理を含む個別業務について目標を定め, その達成状況の評価に係る記載があり, 保安規定記載はこれ

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>2 センター長は、次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>(2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようとする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようとする。</p> <p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(5) 操作及び保守のための組織</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては、保守部門等を適宜設け、その業務を適確に実施し、かつ、調達内容を適確に管理することにより、その業務を適確に遂行することができるようとする。また、操作及び保守を適確に遂行するために、「原子炉等規制法」第43条の20 第1項に基づいて保安規定を定め、この中で操作及び保守のための組織を明確に定める</p>	<p>に整合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類三(5)操作及び保守のための組織に使用済燃料貯蔵施設の施設管理（保守管理）に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
<p>(施設管理に係る個別業務計画の策定)</p> <p>第11条 各部長は、各職位（この規定において「各職位」とは、第6条に示すに示す組織におけるGM以上の者をいう。）に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定</p> <p>(2) 施設管理の重要度の設定</p> <p>(3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(4) 施設管理に関する計画の策定</p> <p>(5) 施設管理の実施</p> <p>(6) 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p> <p>(8) 施設管理の有効性評価</p> <p>(9) 構成管理</p> <p>(10) 設計管理</p> <p>(11) 作業管理</p> <p>(12) 使用前検査及び使用前事業者検査の実施</p> <p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文七. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に、施設管理を含む個別業務について目標を定め、その達成状況の評価に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>(施設管理対象範囲の選定)</p> <p>第12条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p>	<p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>・本文7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に、施設管理を含む個別業務に関する計画に機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項を明確することが記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(施設管理の重要度の設定)</p> <p>第13条 表7-1に示す施設を所管する施設所管GM（以下「施設所管GM」という。）は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができます。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に</p>	<p>・本文7.4.1 品質マネジメントシステム(1), (2)に、個別業務の重要度を考慮し品質マネジメントシステムを確立、運用することが記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関する潜在的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 	
<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第14条 各部長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 各部長は、施設所管GMに、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 各部長は、施設所管GMに、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 各部長は、施設所管GMに、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に使う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関する潜在的影響の大きさ c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 <p>(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達 	<p>・本文七 4. 品質マネジメントシステムに、施設管理を含む個別業務について、プロセスの運用、監視を行うことが記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>成される結果を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> b. プロセスの順序及び相互関係を明確にする。 c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。 g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 	
<p>（施設管理に関する計画の策定）</p> <p>第15条 各部長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2))</p> <p>(2) 点検の計画（本条第2項(3))</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4))</p> <p>2 施設所管GMは、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a) 施設所管GMは、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a) 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管GMは、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a) 施設所管GMは、使用前検査及び使用前事業者検査の実施後（使</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>・本文七 7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に、施設管理を含む個別業務について目標を定め、その達成状況の評価に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>用前事業者検査要領書単位)から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a) 施設所管GMは、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>		
<p>(施設管理の実施)</p> <p>第16条 施設所管GMは、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(5) 操作及び保守のための組織</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の事業開始に当たっては、保守部門等を適宜設け、その業務を適確に実施し、かつ、調達内容を適確に管理することにより、その業務を適確に遂行することができるようとする。また、操作及び保守を適確に遂行するために、「原子炉等規制法」第43条の20第1項に基づいて保安規定を定め、この中で操作及び保守のための組織を明確に定める</p>	<p>・添付書類三(5)操作及び保守のための組織に、使用済燃料貯蔵施設の施設管理(保守管理)について保安規定に従い実施する記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第17条 施設所管GMは、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p>	<p>・本文七号 7.2 個別業務要求事項に関するプロセスに、施設管理を含む個別業務等要求事項の審査、結果の記録作成について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (2) 関係法令 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	
<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第18条 施設所管GMは、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管GMは、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 (2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。 (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合について</p>	<p>・本文7.8. 評価及び改善に、不適合管理、是正処置、未然防止処置について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>は、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 繙続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じた全てのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。 <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、使用済燃料貯蔵施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に</p>	

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>	
<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第19条 各部長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設管理目標の監視結果 (2) 施設管理データの推移 (3) トラブル等運転経験 (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ <p>3 センター長は、各部長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 各部長は、施設所管GMに、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>	<p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるなどを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文七号 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認に、施設管理を含む個別業務について個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認（有効性評価）に係る記載があり、保安規定記載はこれと整合している。
<p>(構成管理)</p> <p>第20条 施設所管GMは、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。） 	<p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文七 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項(3)に施設構成情報（品詞室マネジメント文書）に係る記載があり、また、7.3 設計開発に設計開発に用いる要求事項等に係る記載があり、保安規定記載はこれと整合している。

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
	<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.3 設計開発 (中略) 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に関する要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	
<p>(情報共有)</p> <p>第 21 条 施設所管 GM は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議他において他の事業者と共有する。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>・本文七 7.4.1 調達プロセスに、他の原子力事業者等との情報共有に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(設計管理)</p> <p>第 22 条 施設所管 GM は、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第 5 条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管 GM は、前項において第 5 条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び事</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.3 設計開発 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・本文七号 7.3 設計開発に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>	<p>a. 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p>	
<p>(作業管理)</p> <p>第23条 施設所管GMは、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検を行う場合、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管GMは、前項の作業管理の実績を確認し、使用済燃料貯蔵施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (中略)</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、</p>	<p>・本文七号 7.個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に、作業管理を含む個別業務について、基本的な方針について記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第24条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>なお、旧法に基づく使用前検査の準備についても、同様に準備するものとする。</p> <p>2 技術GMは、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指名する。</p> <p>3 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号a) 及びb) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行</p>	<p>次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法 <p>【本文】</p> <p>七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文七号 8.2.4 機器等の検査等に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明
<p>われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織の者のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		
第8章 緊急時の措置		
第9章 保安教育		
<p>(センター員への保安教育)</p> <p>第25条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表25-1の実施方針に基づいて作成し、センター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第8第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部につ</p>	<p>【添付書類三】</p> <p>ハ. その他変更後における使用済燃料の貯蔵に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(9) 教育・訓練</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の設計、工事、操作、保守及びこれらに付随する業務の円滑な遂行に必要な知識・技能の習得及び資質の向上を図るため、技術者等に対し以下のとおり教育・訓練を適宜行う。</p> <p>a. 社内における研修、設計等の実務経験を通じて使用済燃料貯蔵に関する知識を習得させる。</p> <p>b. 建設工事の進捗に合わせて、建設工事に直接従事させることにより、設備等に対する知識の向上を図る。また、工事及び操作の実務を通じて、操作及び保守に係る十分な技術的能力を取得させる。</p> <p>c. 技術者に対しては、OJT(オンザジョブトレーニング)、定期</p>	<p>・添付書類三(9)教育訓練に、基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文					事業許可記載			事業許可との整合性説明																													
<p>いて十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>					<p>的な保安教育等を実施し、安全に係る知識・技能を習得させるとともに、必要な知識・技能が確実に身に付いていることを定期的に確認する制度を設け、技術レベルの維持・向上を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>f. 業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害発生時の対応等に必要となる技能の維持と知識の向上を図るため、計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p>																																
<p>表 25-1 センター員への保安教育実施方針</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">保安教育の内容</th> <th colspan="4">対象者及び教育時間^{※2}</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類 (第4規則第37条の内容)</th> <th>小分類 (項目)</th> <th>内容</th> <th>実施時期</th> <th>操作を行う者</th> <th>操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入所時に実施する教育^{※1}</td> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td>原子炉等規制法</td> <td>原子炉等規制法に関する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td rowspan="3">入所時 (新規配属時)</td> <td>◎ (1.0 時間以上)</td> <td>◎ (1.0 時間以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること</td> <td>設備概要、主要設備の機能</td> <td>使用済燃料貯蔵施設のしくみ 金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要</td> <td>◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)</td> <td>◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}				大分類	中分類 (第4規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)		入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0 時間以上)	◎ (1.0 時間以上)		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	使用済燃料貯蔵施設のしくみ 金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)	◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)	
保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}																																	
大分類	中分類 (第4規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)																															
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0 時間以上)	◎ (1.0 時間以上)																															
	使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	使用済燃料貯蔵施設のしくみ 金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要		◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)	◎ (0.5 時間以上) ○ (0.5 時間以上)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">保安教育の内容</th> <th colspan="4">対象者及び教育時間^{※2}</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類 (第4規則第37条の内容)</th> <th>小分類 (項目)</th> <th>内容</th> <th>実施時期</th> <th>操作を行う者</th> <th>操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他反復教育</td> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td>使用済燃料貯蔵施設保安規定</td> <td>保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td rowspan="3">1回／10年毎以上</td> <td>◎ (1.0 時間以上)</td> <td>○ (1.0 時間以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること</td> <td>設備概要、主要設備の機能</td> <td>金属キャスク等主要機器の操作に関する概要</td> <td>◎ (0.5 時間以上)</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}				大分類	中分類 (第4規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)		その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	◎ (1.0 時間以上)	○ (1.0 時間以上)		使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要	◎ (0.5 時間以上)	×	
保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}																																	
大分類	中分類 (第4規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行なう者以外の者 (管理を行なう者含む)																															
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	◎ (1.0 時間以上)	○ (1.0 時間以上)																															
	使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要		◎ (0.5 時間以上)	×																															
<p>※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p>																																					

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明										
<p>◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が教育の対象 ×：教育の対象外 ()：合計の教育時間</p>												
第 11 章 記録および報告 (記録) 第 26 条 組織は、表 26-1、表 26-2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。	<p>【本文】 七、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p>	・本文七号 4.2.4 記録の管理に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。										
表 26-1 保安記録 (1 / 8)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び 保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 27-1 に基づき記録が発生する段階※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するもの。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理制度及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (4) 操作記録 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 (3) 使用済燃料を封入した容器の表面重量</td> <td>確認の都度 施設管理の実施の都度 評価の都度 受入れの都度 配液又は配液替えの都度 連續して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (密接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合においては受入れの都度及び連続してとする。</td> <td>施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM (②の段階で定める) (②の段階で定める)</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間 評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理制度、施設管理制度又は施設管理制度の改定までの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間</td> <td>① ① ① ② ② ②</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※	1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するもの。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理制度及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (4) 操作記録 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 (3) 使用済燃料を封入した容器の表面重量	確認の都度 施設管理の実施の都度 評価の都度 受入れの都度 配液又は配液替えの都度 連續して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (密接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合においては受入れの都度及び連続してとする。	施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM (②の段階で定める) (②の段階で定める)	同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間 評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理制度、施設管理制度又は施設管理制度の改定までの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間	① ① ① ② ② ②	
記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※								
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するもの。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理制度及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (4) 操作記録 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 (3) 使用済燃料を封入した容器の表面重量	確認の都度 施設管理の実施の都度 評価の都度 受入れの都度 配液又は配液替えの都度 連續して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (密接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合においては受入れの都度及び連続してとする。	施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM 施設管理を実施した担当 GM (②の段階で定める) (②の段階で定める)	同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間 評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理制度、施設管理制度又は施設管理制度の改定までの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間 私出しまでの期間	① ① ① ② ② ②								

※ ①：設置及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																																																																																
<p>表 26-1 保安記録 (2 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1に基づき記 録が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 使用済燃料を封入した容器(溶接により密閉する構造の容器を除く。)の蓋部の密閉監視のための蓋間圧力</td><td>連続して</td><td>((②の段階で定める))</td><td>取出しまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(5) 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び出荷用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出までの期間</td><td>払い出しの都度</td><td>((②の段階で定める))</td><td>10年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力</td><td>連続して</td><td>((②の段階で定める))</td><td>1年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(7) 警報装置から発せられた警報の内容</td><td>その都度</td><td>((②の段階で定める))</td><td>1年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(8) 保安規定に定めた使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの人との交代の時刻</td><td>操作の開始及び 交代の都度</td><td>((②の段階で定める))</td><td>1年間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※	(4) 使用済燃料を封入した容器(溶接により密閉する構造の容器を除く。)の蓋部の密閉監視のための蓋間圧力	連続して	((②の段階で定める))	取出しまでの期間	②	(5) 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び出荷用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出までの期間	払い出しの都度	((②の段階で定める))	10年間	②	(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	((②の段階で定める))	1年間	②	(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	((②の段階で定める))	1年間	②	(8) 保安規定に定めた使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの人との交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度	((②の段階で定める))	1年間	②																																																				
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※																																																																														
(4) 使用済燃料を封入した容器(溶接により密閉する構造の容器を除く。)の蓋部の密閉監視のための蓋間圧力	連続して	((②の段階で定める))	取出しまでの期間	②																																																																														
(5) 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び出荷用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出までの期間	払い出しの都度	((②の段階で定める))	10年間	②																																																																														
(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	((②の段階で定める))	1年間	②																																																																														
(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	((②の段階で定める))	1年間	②																																																																														
(8) 保安規定に定めた使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの人との交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度	((②の段階で定める))	1年間	②																																																																														
<p>※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで</p> <p>表 26-1 保安記録 (3 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1に基づき記 録が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものと除く。)に封入して貯蔵する場合にあっては次の記録</td><td>受け入れの都度</td><td>((②の段階で定める))</td><td>取出しまでの期間</td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 使用済燃料を封入した容器の記録</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(ii) 本體</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(iii) 重量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(iv) 真空乾燥した後の真空度又は干渉性ガスを充填した後の密度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(v) 表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の状態</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(viii) 重量</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(ix) 表面の放射性物質の密度</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(10) 使用済燃料の記録</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 外観</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(ii) 燃焼性</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(iii) 取出しから容器への封入までの期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(iv) 使用済燃料の配置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※	(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものと除く。)に封入して貯蔵する場合にあっては次の記録	受け入れの都度	((②の段階で定める))	取出しまでの期間		(i) 使用済燃料を封入した容器の記録					(ii) 本體					(iii) 重量					(iv) 真空乾燥した後の真空度又は干渉性ガスを充填した後の密度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力					(v) 表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率					(vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の状態					(vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観					(viii) 重量					(ix) 表面の放射性物質の密度					(10) 使用済燃料の記録					(i) 外観					(ii) 燃焼性					(iii) 取出しから容器への封入までの期間					(iv) 使用済燃料の配置						
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※																																																																														
(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものと除く。)に封入して貯蔵する場合にあっては次の記録	受け入れの都度	((②の段階で定める))	取出しまでの期間																																																																															
(i) 使用済燃料を封入した容器の記録																																																																																		
(ii) 本體																																																																																		
(iii) 重量																																																																																		
(iv) 真空乾燥した後の真空度又は干渉性ガスを充填した後の密度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力																																																																																		
(v) 表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率																																																																																		
(vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の状態																																																																																		
(vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観																																																																																		
(viii) 重量																																																																																		
(ix) 表面の放射性物質の密度																																																																																		
(10) 使用済燃料の記録																																																																																		
(i) 外観																																																																																		
(ii) 燃焼性																																																																																		
(iii) 取出しから容器への封入までの期間																																																																																		
(iv) 使用済燃料の配置																																																																																		

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																				
<p>表 26-1 保安記録 (4 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1に基づき記 録が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 放射線管理記録</td><td>毎日貯蔵申請回。 (1) 使用済燃料貯蔵庫本体（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。）、放射性核素物の産業施設等の放射線源貯蔵物の側壁における総量当量率回とする。</td><td>(②)の段階で定める</td><td>10 年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線による 1 週間の総量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td><td>毎週 1 回</td><td>(②)の段階で定める</td><td>10 年間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>	記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※	3. 放射線管理記録	毎日貯蔵申請回。 (1) 使用済燃料貯蔵庫本体（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。）、放射性核素物の産業施設等の放射線源貯蔵物の側壁における総量当量率回とする。	(②)の段階で定める	10 年間	②	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線による 1 週間の総量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	(②)の段階で定める	10 年間	②							
記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※																		
3. 放射線管理記録	毎日貯蔵申請回。 (1) 使用済燃料貯蔵庫本体（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。）、放射性核素物の産業施設等の放射線源貯蔵物の側壁における総量当量率回とする。	(②)の段階で定める	10 年間	②																		
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線による 1 週間の総量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	(②)の段階で定める	10 年間	②																		
<p>※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを輸入する前まで</p> <p>表 26-1 保安記録 (5 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記 録）</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1に基づき記 録が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の総量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵業者が妊娠の事実を知りこととなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月 1 日を始期とする各 1 月間の総量</td><td>1 年間の総量にあ つては毎年度 1 回、3 月間の総量 にあつては 3 月ご とに 1 回、1 月間 の総量にあつては 1 月ごとに 1 回</td><td>(②)の段階で 定める</td><td>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量が 20 リリコードを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間に含む原子力規制委員会が定める五年間の総量</td><td>原子力規制委員会が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回 (上欄に掲げる当 該 1 年間に限 る。)</td><td>(②)の段階で 定める</td><td>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の総量</td><td>その都度</td><td>(②)の段階で 定める</td><td>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>	記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記 録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※	(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の総量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵業者が妊娠の事実を知りこととなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月 1 日を始期とする各 1 月間の総量	1 年間の総量にあ つては毎年度 1 回、3 月間の総量 にあつては 3 月ご とに 1 回、1 月間 の総量にあつては 1 月ごとに 1 回	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量が 20 リリコードを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間に含む原子力規制委員会が定める五年間の総量	原子力規制委員会が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回 (上欄に掲げる当 該 1 年間に限 る。)	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の総量	その都度	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②		
記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記 録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記 録が発生する段階※																		
(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の総量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵業者が妊娠の事実を知りこととなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月 1 日を始期とする各 1 月間の総量	1 年間の総量にあ つては毎年度 1 回、3 月間の総量 にあつては 3 月ご とに 1 回、1 月間 の総量にあつては 1 月ごとに 1 回	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																		
(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の総量が 20 リリコードを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間に含む原子力規制委員会が定める五年間の総量	原子力規制委員会が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回 (上欄に掲げる当 該 1 年間に限 る。)	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																		
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の総量	その都度	(②)の段階で 定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、原子力規制委員会がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																		

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを輸入する前まで

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																																								
表 26-1 保安記録（6／8）																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放射線業務者が当該業務に就く日の直後における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td><td>その者が当該業務に就く時</td><td>(②)の段階で定める</td><td>その記録に係る者が放射線業務從事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(7) 事業所外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び距離</td><td>運搬の都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>1 年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td><td>廃棄の都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td><td>封入又は固型化的都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td><td>広がりの防止及び除去の都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>1 年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時</td><td>その都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>			記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※	(6) 放射線業務者が当該業務に就く日の直後における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②)の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務從事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(7) 事業所外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び距離	運搬の都度	(②)の段階で定める	1 年間	②	(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②	(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②	(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	(②)の段階で定める	1 年間	②	4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②					
記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※																																						
(6) 放射線業務者が当該業務に就く日の直後における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②)の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務從事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合には、使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																						
(7) 事業所外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び距離	運搬の都度	(②)の段階で定める	1 年間	②																																						
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	(②)の段階で定める	1 年間	②																																						
4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで																																										
表 26-1 保安記録（7／8）																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td><td>その都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(3) 事故の原因</td><td>その都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(4) 事故後の処置</td><td>その都度</td><td>(②)の段階で定める</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画</td><td>策定の都度</td><td>総務 GM</td><td>5 年間</td><td>①</td></tr> <tr> <td>(2) 保安教育の実施日時及び項目</td><td>実施の都度</td><td>総務 GM</td><td>5 年間</td><td>①</td></tr> <tr> <td>(3) 保安教育を受けた者の氏名</td><td>実施の都度</td><td>総務 GM</td><td>5 年間</td><td>①</td></tr> <tr> <td>6. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果</td><td>評価の都度</td><td>技術 GM</td><td>法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>			記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②	(3) 事故の原因	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②	(4) 事故後の処置	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②	5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画	策定の都度	総務 GM	5 年間	①	(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	総務 GM	5 年間	①	(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	総務 GM	5 年間	①	6. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術 GM	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※																																						
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
(3) 事故の原因	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
(4) 事故後の処置	その都度	(②)の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画	策定の都度	総務 GM	5 年間	①																																						
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	総務 GM	5 年間	①																																						
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	総務 GM	5 年間	①																																						
6. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術 GM	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②																																						
※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで																																										

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明															
<p>表 26-1 保安記録（8／8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び 保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 27-1に基づき記録 が発生する段階※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>検査の都度</td><td>検査実施責任者</td><td>当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間</td><td>①</td></tr> <tr> <td>許可規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>検査の都度</td><td>検査実施責任者</td><td>その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過までの間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table> <p>※ ①：設備及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで</p>	記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記録 が発生する段階※	許可規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	①	許可規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過までの間	②		
記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1に基づき記録 が発生する段階※													
許可規則第6条の4に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	①													
許可規則第14条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において设备を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過までの間	②													

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																																													
<p>表 26-2 保安記録（品質マネジメントシステム関連）（1／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d) に定める文書</td><td>変更の都度</td><td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td>2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(9) 設計開発の変更に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> </tbody> </table>	記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書			第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d) に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年	(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年	(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年	(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年	(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年	(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年		
記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																													
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書																																															
第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d) に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間																																													
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																															
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年																																													
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年																																													
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(10) 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年																																													

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																																							
<p>表 26-2 保安記録（品質マネジメントシステム関連）(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証の根拠の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(18) 内部監査結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr> </tbody> </table> <p>表 26-1 を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年	(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年	(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年	(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年	(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年	(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年	(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年	(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年	(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年		
記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																							
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年																																							
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年																																							
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年																																							
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年																																							
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年																																							
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年																																							
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年																																							
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年																																							
第 11 章 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項		<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定審査基準の記載「貯蔵規則第 37 条第 1 項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることができ難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、そ 																																							

保安規定条文		事業許可記載		事業許可との整合性説明
表 27-1 保安規定に段階的に定める事項（1／3）				
保安規定目次		設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	
第1章 <総則>				
第1条 目的	○	○		
第2条 適用範囲	○	○		
第3条 規定の遵守	○	○		
第4条 關係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○	○		
第2章 <品質保証>				
第5条 品質マネジメントシステム計画	○	○		
第3章 <保安管理体制>				
第6条 保安に関する組織	○	○		
第7条 保安に関する職務	○	○		
第8条 使用清燃料貯蔵施設保安委員会	○	○		
(使用清燃料取扱主任者の選任)	—	○		
(使用清燃料取扱主任者の職務)	—	○		
第4章 <貯蔵管理>				
第1節 通則				
(使用清燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	—	○		
(巡回点検)	—	○		
(手順の作成)	—	○		
第2節 金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し				
(貯蔵の計画)	—	○		
(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	—	○		
(受入れ金属キャスクの確認)	—	○		
(金属キャスクの運搬)	—	○		
(使用清燃料貯蔵設備の操作)	—	○		
(使用清燃料の貯蔵)	—	○		
(払出し金属キャスクの確認)	—	○		
第5章 <放射性廃棄物管理>				
(放射性固体廃棄物の管理)	—	○		
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	—	○		
(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)	—	○		
(放射性液体廃棄物の管理)	—	○		
(頻度の定義)	—	○		
第6章 <放射線管理>				
(管理区域の設定及び解除)	—	○		
(管理区域内における区域区分)	—	○		
(管理区域内における特別措置)	—	○		
(管理区域への出入管理)	—	○		
(管理区域出入者の遵守事項)	—	○		
(周辺監視区域)	—	○		
(線量の評価)	—	○		
(床、壁等の除染)	—	○		
(外部放射源に係る線量当量率等の測定)	—	○		
(放射線計測器類の管理)	—	○		
(管理区域外への搬出及び運搬)	—	○		
(協力企業の放射線防護)	—	○		
(頻度の定義)	—	○		

保安規定条文	事業許可記載	事業許可との整合性説明																																																																																																
<p>表 27-1 保安規定に段階的に定める事項（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定目次</th><th>設計及び工事段階</th><th>金属キャスクを搬入する前まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第 6 章 <放射線管理></td></tr> <tr> <td>(管理区域の設定及び解除)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(管理区域内における区域区分)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(管理区域内における特別措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(管理区域への出入管理)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(管理区域出入者の遵守事項)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(周辺監視区域)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(線量の評価)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(床、壁等の除染)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(放射線計測器類の管理)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(管理区域外等への搬出及び運搬)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(協力企業の放射線防護)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(頻度の定義)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="3">第 7 章 <施設管理></td></tr> <tr> <td>第 9 条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 10 条 施設管理方針及び施設管理目標</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 11 条 施設管理に係る個別業務計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 12 条 施設管理対象範囲の選定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 13 条 施設管理の重要度の設定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 14 条 施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 15 条 施設管理に関する計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 16 条 施設管理の実施</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 17 条 施設管理の結果の確認・評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 18 条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 19 条 施設管理活動の有効性評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 20 条 構成管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 21 条 情報共有</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 22 条 設計管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 23 条 作業管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>第 24 条 使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施) (使用清燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	第 6 章 <放射線管理>			(管理区域の設定及び解除)	—	○	(管理区域内における区域区分)	—	○	(管理区域内における特別措置)	—	○	(管理区域への出入管理)	—	○	(管理区域出入者の遵守事項)	—	○	(周辺監視区域)	—	○	(線量の評価)	—	○	(床、壁等の除染)	—	○	(外部放射線に係る線量当量率等の測定)	—	○	(放射線計測器類の管理)	—	○	(管理区域外等への搬出及び運搬)	—	○	(協力企業の放射線防護)	—	○	(頻度の定義)	—	○	第 7 章 <施設管理>			第 9 条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	第 10 条 施設管理方針及び施設管理目標	○	○	第 11 条 施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	第 12 条 施設管理対象範囲の選定	○	○	第 13 条 施設管理の重要度の設定	○	○	第 14 条 施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	第 15 条 施設管理に関する計画の策定	○	○	第 16 条 施設管理の実施	○	○	第 17 条 施設管理の結果の確認・評価	○	○	第 18 条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	第 19 条 施設管理活動の有効性評価	○	○	第 20 条 構成管理	○	○	第 21 条 情報共有	○	○	第 22 条 設計管理	○	○	第 23 条 作業管理	○	○	第 24 条 使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施) (使用清燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○		
保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで																																																																																																
第 6 章 <放射線管理>																																																																																																		
(管理区域の設定及び解除)	—	○																																																																																																
(管理区域内における区域区分)	—	○																																																																																																
(管理区域内における特別措置)	—	○																																																																																																
(管理区域への出入管理)	—	○																																																																																																
(管理区域出入者の遵守事項)	—	○																																																																																																
(周辺監視区域)	—	○																																																																																																
(線量の評価)	—	○																																																																																																
(床、壁等の除染)	—	○																																																																																																
(外部放射線に係る線量当量率等の測定)	—	○																																																																																																
(放射線計測器類の管理)	—	○																																																																																																
(管理区域外等への搬出及び運搬)	—	○																																																																																																
(協力企業の放射線防護)	—	○																																																																																																
(頻度の定義)	—	○																																																																																																
第 7 章 <施設管理>																																																																																																		
第 9 条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○																																																																																																
第 10 条 施設管理方針及び施設管理目標	○	○																																																																																																
第 11 条 施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○																																																																																																
第 12 条 施設管理対象範囲の選定	○	○																																																																																																
第 13 条 施設管理の重要度の設定	○	○																																																																																																
第 14 条 施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○																																																																																																
第 15 条 施設管理に関する計画の策定	○	○																																																																																																
第 16 条 施設管理の実施	○	○																																																																																																
第 17 条 施設管理の結果の確認・評価	○	○																																																																																																
第 18 条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○																																																																																																
第 19 条 施設管理活動の有効性評価	○	○																																																																																																
第 20 条 構成管理	○	○																																																																																																
第 21 条 情報共有	○	○																																																																																																
第 22 条 設計管理	○	○																																																																																																
第 23 条 作業管理	○	○																																																																																																
第 24 条 使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施) (使用清燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○																																																																																																

保安規定条文		事業許可記載		事業許可との整合性説明																																																																																																																				
表 27-1 保安規定に段階的に定める事項（3／3）																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定目次</th> <th>設計及び工事段階</th> <th>金属キャスクを搬入する前まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第 8 章 <緊急時の措置></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="12">第 1 節 緊急時の措置</td><td>(原子力防災組織)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(原子力防災組織の要員)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(緊急作業従事者の選定)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(原子力防災資機材等)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(通報経路)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(緊急時演習)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(通報)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(原子力防災態勢の発令)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(応急措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(緊急時ににおける活動)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(緊急作業従事者の稼働量管理等)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(原子力防災態勢の解除)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="5">第 2 節 異常時の措置</td><td>(異常時の基本的な対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(地震・火災等発生時の対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(電源機能喪失時の対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(異常時の措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>(異常収束後の措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">第 9 章 <保安教育></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 25 条 センター員への保安教育</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(協力企業従業員への保安教育)</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">第 10 章 <記録及び報告></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 26 条 記録</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(報告)</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">第 11 章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 27 条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"><附則></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">附則</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td colspan="2">附則</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td colspan="2">1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から社長が指定する日より施行する。</td><td colspan="3">(事業許可記載なし)</td></tr> </tbody> </table>		保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	第 8 章 <緊急時の措置>			第 1 節 緊急時の措置	(原子力防災組織)	—	○	(原子力防災組織の要員)	—	○	(緊急作業従事者の選定)	—	○	(原子力防災資機材等)	—	○	(通報経路)	—	○	(緊急時演習)	—	○	(通報)	—	○	(原子力防災態勢の発令)	—	○	(応急措置)	—	○	(緊急時ににおける活動)	—	○	(緊急作業従事者の稼働量管理等)	—	○	(原子力防災態勢の解除)	—	○	第 2 節 異常時の措置	(異常時の基本的な対応)	—	○	(地震・火災等発生時の対応)	—	○	(電源機能喪失時の対応)	—	○	(異常時の措置)	—	○	(異常収束後の措置)	—	○	第 9 章 <保安教育>					第 25 条 センター員への保安教育	○	○			(協力企業従業員への保安教育)	—	○		第 10 章 <記録及び報告>					第 26 条 記録	○	○			(報告)	—	○		第 11 章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>					第 27 条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	○	○			<附則>				附則					附則					1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から社長が指定する日より施行する。		(事業許可記載なし)					
保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで																																																																																																																						
第 8 章 <緊急時の措置>																																																																																																																								
第 1 節 緊急時の措置	(原子力防災組織)	—	○																																																																																																																					
	(原子力防災組織の要員)	—	○																																																																																																																					
	(緊急作業従事者の選定)	—	○																																																																																																																					
	(原子力防災資機材等)	—	○																																																																																																																					
	(通報経路)	—	○																																																																																																																					
	(緊急時演習)	—	○																																																																																																																					
	(通報)	—	○																																																																																																																					
	(原子力防災態勢の発令)	—	○																																																																																																																					
	(応急措置)	—	○																																																																																																																					
	(緊急時ににおける活動)	—	○																																																																																																																					
	(緊急作業従事者の稼働量管理等)	—	○																																																																																																																					
	(原子力防災態勢の解除)	—	○																																																																																																																					
第 2 節 異常時の措置	(異常時の基本的な対応)	—	○																																																																																																																					
	(地震・火災等発生時の対応)	—	○																																																																																																																					
	(電源機能喪失時の対応)	—	○																																																																																																																					
	(異常時の措置)	—	○																																																																																																																					
	(異常収束後の措置)	—	○																																																																																																																					
第 9 章 <保安教育>																																																																																																																								
第 25 条 センター員への保安教育	○	○																																																																																																																						
	(協力企業従業員への保安教育)	—	○																																																																																																																					
第 10 章 <記録及び報告>																																																																																																																								
第 26 条 記録	○	○																																																																																																																						
	(報告)	—	○																																																																																																																					
第 11 章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>																																																																																																																								
第 27 条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	○	○																																																																																																																						
	<附則>																																																																																																																							
附則																																																																																																																								
附則																																																																																																																								
1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から社長が指定する日より施行する。		(事業許可記載なし)																																																																																																																						